



児島湾土地改良区 新事務所完成

電話番号のお知らせ (直通)

児島湾土地改良区	
総務課	(086)262-0175 (086)263-5244 (FAX) 下記以外の事務全般(賦課徴収含む) Eメール: kjmw-main@kojimawan.or.jp
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180 (アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係) 藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
堤防管理事務所	(086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

通常総代会理事長挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
通常総代会開催について……………	5
令和6年度賦課金・負担金について…	6
令和6年度一般会計予算……………	7
令和6年度基幹水利施設管理事業会計予算…	7
令和6年度操作作業会計予算……………	8
令和6年度土地改良事業計画……………	8
役員選挙結果報告……………	9
事務局人事異動……………	10
ホームページ開設について……………	10
総代選挙の日程について……………	11
総代視察研修報告……………	12
記念式典並びに開所式報告……………	13
ゴミの投棄をなくしましょう……………	14
児島湖流域清掃大作戦参加報告…	14
組合員の皆様へお願い……………	15
転用等、地区除外に伴う決済金…	16

令和 5 年度 通常総代会 理事長挨拶

令和 6 年 3 月 12 日

理事長 宮 武 博



令和 5 年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、心よりお礼申し上げます。

皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別の、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

また、本年、元旦に発生しました令和 6 年能登半島地震でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに被災された方々にお見舞い申し上げます。

本日の総代会は、議案審議の前に、本年 4 月 15 日に任期満了を迎えます役員選挙を、定款及び役員選挙規程に基づき執行いたします。

さて、本年度は現事務所である児島湖会館で業務執行にあたる最後の年度であります。50 年以上の長きにわたり事務所を置き歴史を積み重ねてきた現地を離れ、この 4 月、つまり、来年度からは、築港緑町の新事務所に引っ越し、業務にあたることとなります。

本日の選挙で当選される役員と、現在の事務局職員で、新事務所での新たな歴史を作っていかなければならないと考えています。児島湾土地改良区の 70 年を越える、歴史の中には激動期もありましたが、諸先輩方の努力と英知により数々の困難を乗り越え現在に至っております。当土地改良区の基礎を固めてくれた先輩達の労苦に報いる為にも今後もしっかりとした改良区運営に努めなければなりません。

そして何より当地で農業を営まれている組合員の皆様の期待に添うよう、広大な児島湾干拓地の農業基盤を整備し、用排水ポンプ場を適切に管理するとともに児島湾締切堤防の操作をつうじて地区内の水位を状況に応じて調整することで地区内の水利及び防災に努め当地の保全、管理に努めて参ります。

新事務所の建設そして移転は大きな決断でありましたが、これを機に改めて、これまでの歴史の重みを再認識するとともに将来を見据えた組織体制の強化に取り組み、各種農業施策や社会状況に対応しながら積極的に与えられた使命を果たして参りたいと考えています。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

令和 6 年 3 月 12 日

岡 山 市 長
大 森 雅 夫



本日は、児島湾土地改良区の令和 5 年度通常総代会が、盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴土地改良区が受益地とする岡山平野は、江戸時代初期からの干拓により約 2 万ヘクタール以上の海が美田に生まれ変わった歴史ある地域であり、水稻を中心に全国ブランドの「備南千両なす」など地域の特性に応じた多彩な農産物が生産され、県下有数の農業地帯として発展しているところです。

これまで、土地改良事業により整備された農業用水利施設等は、農業振興に必要な生産基盤であるとともに、内水氾濫の抑制や水資源のかん養、更には、生物多様性の保全などの多面的機能を有しており、豊かな暮らしを支える重要な役割を担っております。

岡山県下で大規模な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」など、近年の気候変動の影響による災害が頻発する中、農業用水利施設等の長寿命化や防災・減災対策は喫緊の課題であり、市では、国、県、土地改良区と連携を図りながら、老朽化が進む農業用水利施設の更新等を進め、農村の維持・保全に努めているところです。

本年元日に発生した能登半島地震は、甚大な被害をもたらしました。今後、高い確率で発生が予測されている巨大地震への備えとして、国営総合農地防災事業により「児島湾締切堤防」の耐震化を進めており、当該事業の早期完成に向け、貴土地改良区、倉敷市、玉野市と組織する事業推進協議会において、継続して事業推進を図っていきたいと考えております。

こうした取組をより実りあるものとするためには、長年にわたり農業用水利施設等の維持、管理を続けてこられた皆様のお力が欠かせません。皆様方には、今後とも、岡山の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご多幸を、心から祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

令和 6 年 3 月 12 日

参議院議員 進藤 金日子



本日は、令和 5 年度通常総代会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

本年は元日から能登半島地震が発生しました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

また、ご列席の皆様には、平素より土地改良事業の推進と農業農村の振興に向けてご尽力いただき感謝と敬意を表します。

令和 6 年度の農業農村整備関係予算は、昨年 11 月末に成立した令和 5 年度補正予算と昨年 12 月末に閣議決定された令和 6 年度当初予算案を合わせますと 6,240 億円となりました。令和 6 年度予算を速やかに成立させ、事業がスムーズに執行可能となるよう努めてまいります。

また、本年は農政の憲法である食料・農業・農村基本法の改正を行う重要な年となります。農業と農村は担い手の減少、資材価格の高騰、農業用水利施設の老朽化等課題が山積みしており、現状を打破し、農業・農村の明るい未来を切り拓くため、本法の早期成立に努力してまいります。

私は、今後も「土地改良は日本の命綱」の決意の下、現場主義、地域主義に徹し、農業農村の振興・発展に全力を傾注して、政治活動に取り組んでまいります。引き続きの皆様のご理解とご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに貴土地改良区の益々のご発展と本日ご参集の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和 6 年 3 月 12 日

参議院議員 宮崎 雅夫



本日は、令和 5 年度通常総代会のご盛会をお慶び申し上げます。

宮武理事長はじめ役員、組合員の皆様におかれましては、日頃より土地改良事業の推進や施設の維持管理等を通じて、地域の農業・農村の振興・発展にご尽力いただいておりますことに心より敬意を表しますとともに、私宮崎雅夫の国政活動に多大なるご支援を賜り衷心より感謝申し上げます。

はじめに、本年元日に発生した「令和 6 年能登半島地震」によりお亡くなりになりました方々に哀悼の誠を捧げさせていただきます。また、被災されて不自由な避難生活を余儀なくされている皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私も皆様方から多くのご支援をいただきつつ、現場でお聞きした皆様の声やご要望を踏まえ、それぞれの地域事情に即して全力で対応してまいりました。昨年 11 月に成立した令和 5 年度補正予算のうち、土地改良関係では、前年度の補正予算から 100 億円増の 1,777 億円を確保でき、この中には、皆様から強いご要望があった、電気料金増嵩額の 7 割支援を 4 月まで延長する対策も含まれています。また、12 月末に閣議決定した令和 6 年度当初予算案では、前年を上回る 4,463 億円が計上され、補正予算と合わせた総額は 6,240 億円となっております。本通常国会において、参院予算委の理事として、早期成立に向けて努力してまいります。

さらに、本通常国会においては、「食料・農業・農村基本法」の改正が予定されておりますので、我が国の食料安全保障のあり方や食料供給基盤の強化等についてしっかりと議論を深めて基本法に位置付け、土地改良が担う重要な役割を今後も継続的に果たしていけるよう、また、土地改良区の運営基盤の強化を図っていくことが重要です。

私も、引き続き「食・土地改良・農山漁村は未来への礎」を基本理念に、皆様から現場や地域に関するご意見をしっかりと伺いし、必要な予算確保や制度充実に向け、鋭意努力してまいります。引き続きご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区の益々のご発展ならびに関係の皆様のご健勝を心より祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。

◇令和 5 年度通常総代会の開催について

令和 5 年度通常総代会が、令和 6 年 3 月 12 日（火）午前 9 時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において開催されました。当日の議長には「小川 武」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 おおもり まさお 大森 雅夫様、参議院議員 しんどう かねひこ 進藤 金日子様、参議院議員 みやざき まさお 宮崎 雅夫様からのメッセージを代読しました。続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された 22 議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

I 議 案

- 議案第 1 号 令和 5 年度藤田用水管理事業実施計画変更の専決処分の承認について
- 議案第 2 号 令和 5 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第 3 号 令和 5 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 4 号 令和 5 年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 5 号 令和 5 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 6 号 令和 5 年度一般会計収支補正予算の議決について
- 議案第 7 号 令和 5 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 5 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 9 号 令和 5 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 6 年度関係土地改良事業計画の議決について
- 議案第 11 号 令和 6 年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第 12 号 令和 6 年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第 13 号 令和 6 年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 議案第 14 号 令和 6 年度役員報酬の議決について
- 議案第 15 号 令和 6 年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第 16 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
- 議案第 17 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算の議決について
- 議案第 18 号 令和 6 年度一時借入金の議決について
- 議案第 19 号 令和 6 年度歳計現金預入先の議決について
- 議案第 20 号 定款 5 条(事務所所在地)変更の議決について
- 議案第 21 号 建物等更新積立金管理運用規程追加の議決について



◇ 令和 6 年度賦課金・負担金について

令和 6 年度の賦課金・負担金・決済金の徴収については、次のとおりです。

◎ 賦課金

① 一般賦課金単価

令和 6 年度児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり 賦 課 金	2,000円
◎ 賦 課 基 準	賦課に当たっては、1㎡当たり 2円を単位として賦課面積 (令和 6 年 4 月 1 日現在)に乘算します。
内 訳	一 般 経 常 費 1,830円 堤防維持管理負担金 170円
	計 2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

② 藤田用水維持管理賦課金単価 《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》
《藤田錦六区地区》《藤田錦地区》

令和 6 年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区、藤田錦六区地区、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦 課 基 準	賦課に当たっては、1㎡当たり 1円20銭を単位として賦課面積 (令和 6 年 4 月 1 日現在)に乘算します。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

③ 徴収期日

令和 6 年 7 月 31 日 (全期徴収)

④ 徴収委託先

- ① 岡山市農業協同組合 ② 岡山市浦安土地改良区 ③ 中 国 銀 行
④ ト マ ト 銀 行 ⑤ 理事・監事・総代

◎ 農家負担軽減調整負担金 (1,000万円)

令和 6 年度負担区分

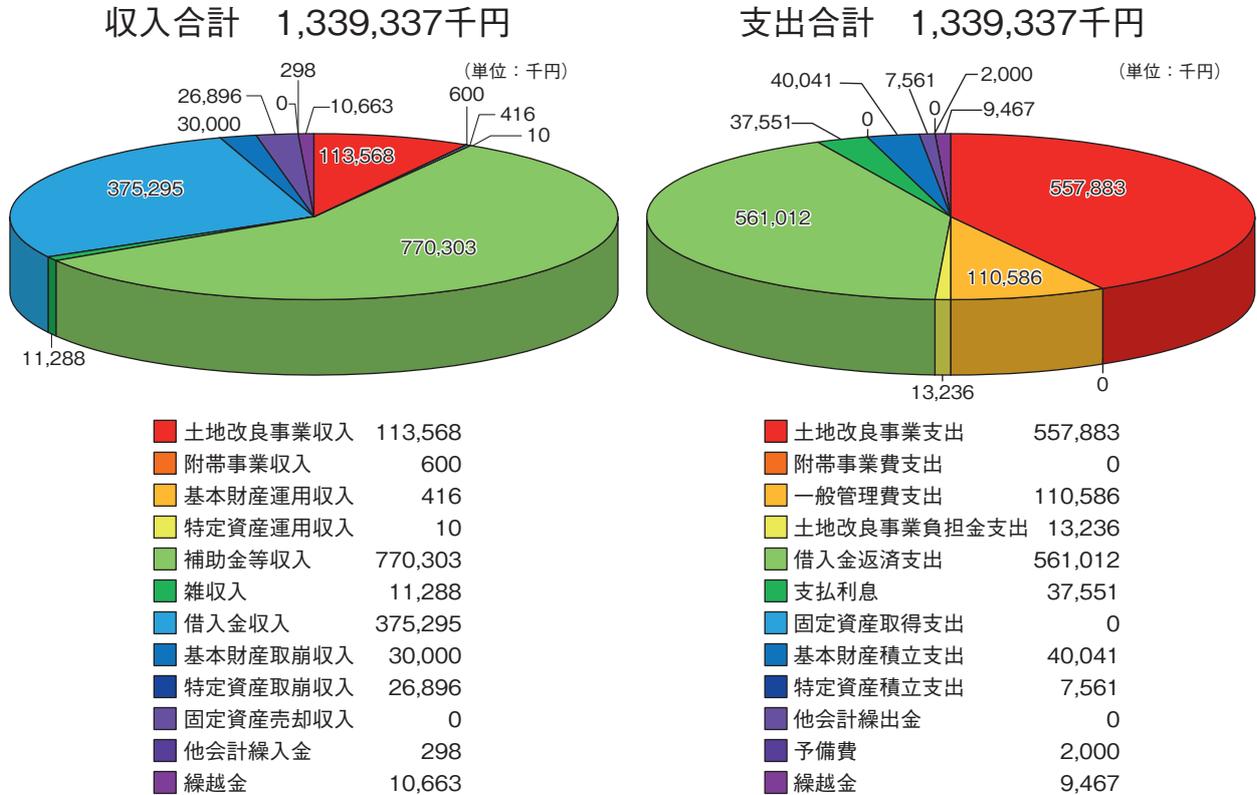
覚書による自治体関係	岡 山 市	9,213千円
	玉 野 市	787千円
	計	10,000千円

◎ 地区内農地の転用等による地区除外に伴う決済金

(1)地区内農地全区域	1㎡当たり	5.08円
(2)県営かんがい排水事業(パイプライン)実施地区		
藤田都六区地区の受益農地	1㎡当たり	14.18円
藤田都・大曲地区の受益農地(中畦・曾根の一部地域を含む)	1㎡当たり	23.84円
藤田錦六区地区の受益農地	1㎡当たり	27.53円
藤田錦地区の受益農地(東畦の一部地区を含む)	1㎡当たり	32.53円

◇ 令和 6 年度一般会計予算について

【一般会計】



※ 土地改良事業収入内・経常賦課金の内訳は以下のとおり

	(単位：円)
一般賦課金 (1 m ² 当たり 2 円)	87,135,126
藤田地区維持管理賦課金 (1 m ² 当たり 1.2 円)	16,132,762
計	103,267,888

◇ 令和 6 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
業務受託料収入	155,342
雑 収 入	1
合 計	155,343

[支出] (単位：千円)

科 目	金 額
点 検 整 備 費	1,177
施 設 管 理 費	36,492
施 設 費	1,957
調 査 費	258
諸 油 脂 費	119
整 備 補 修 費	32,483
電 力 費	77,359
管 理 諸 費 等	2,679
租 税 公 課	2,521
雑支出 (一般会計へ)	298
合 計	155,343

◇令和 6 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
作 業 受 託 収 入	496,583
調 査 業 務 等 受 託 料 収 入	1
職 員 退 職 手 当 積 立 金 利 息 収 入	1
受 取 利 息	1
雑 収 入	1
職 員 退 職 手 当 積 立 金 取 崩 収 入	0
前 年 度 繰 越 金	4,619
計	501,206

[支出] (単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点 検 整 備 費	1,569	4,621		1,611	7,801
施 設 管 理 費	126,500	23,375			149,875
施 設 費	7,968	18,290	22,680		48,938
調 査 費	86				86
諸 油 脂 費	157	223		480	860
整 備 補 修 費	0	168,421			168,421
電 力 費	7,480	95,150		2,450	105,080
租 税 公 課				8,522	8,522
職 員 退 職 手 当 積 立 金 支 出	7,000				7,000
雑 費				121	121
退 職 金 支 払				0	0
次 年 度 繰 越 金				4,502	4,502
計	150,760	310,080	22,680	17,686	501,206

◇令和 6 年度土地改良事業計画について

令和 6 年度土地改良事業計画は、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計 29 地区、事業費 50,900 万円で計画し、関係機関予算要求をしているものです。

◎水利施設等保全高度化事業（簡易整備型） [6 地区 26,300 万円]

地区名	西七区 1 号、北七区 1 番 1、北七区支線 74 号、西七区支線 56 号、西七区支線 68 号、西七区支線 119 号
-----	----------------------------------------------------------------

◎小規模土地改良事業 [2 地区 2,400 万円]

地区名	北七区支線 61 号、西七区 7 号
-----	--------------------

◎非補助土地改良事業 [20 地区 21,900 万円]

地区名	錦東 32-1 樋門、錦六区横 11 南樋門、桜川北沖 2 番川樋門、西七区 6 号樋門、西七区支線 63 号、西七区支線 93 号、西七区支線 114 号、西七区支線 131 号、北七区支線 14 号、北七区支線 22 号、北七区支線 35 号、北七区支線 48 号 2、北七区支線 50 号 2、北七区支線 68 号、北七区支線 76 号、北七区支線 85 号、宗津川丘 2 番交差東樋門、宗津西町 4 番川、森崎丘 2 番川、川張潮廻し 1 号樋門
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎非補助土地改良事業（維持管理） [1 地区 300 万円]

地区名	藤田用水維持管理 R6
-----	-------------

◇第21期役員選挙の結果について

令和 6 年 4 月 15 日の任期満了に伴う役員選挙が、同年 3 月 12 日開催の令和 5 年度通常総代会において実施され、次の方々が無投票で当選されました。

新役員の任期は、令和 6 年 4 月 16 日から令和 10 年 4 月 15 日までです。

◎理事 (11名)

被選挙区	氏名	住 所	摘要
第 1 区	旗田 守	岡山市南区浦安西町	重任
第 2 区	齋藤 啓二	玉野市宇藤木	新任
第 3 区	三宅 正義	岡山市南区宗津	重任
第 4 区	北尾 修一	岡山市南区西七区	重任
第 5 区	近藤 豊	倉敷市藤戸町藤戸	重任
第 6 区	仁科 節夫	岡山市南区内尾	重任
第 7 区	宮武 博	岡山市南区中畦	重任
第 8 区	黒田 久夫	岡山市南区曾根	重任
第 9 区	林 良之	岡山市南区藤田	重任
第 10 区	大橋 和明	岡山市南区藤田	新任
第 11 区	田口 裕士	岡山市南区藤田	重任

◎監事 (3名)

被選挙区	氏名	住 所	摘要
全 区	藤原 安生	岡山市南区西高崎	新任
	枝廣 政孝	岡山市南区中畦	重任
	森藤 大五郎	岡山市南区藤田	重任

◇第21期 役員の新体制報告

令和 6 年 4 月 17 日開催の第 1 回理事会と第 1 回監事会において、正副理事長及び総括監事が選出され、併せて各委員会の構成も次のとおり決まりました。

理 事 長	宮 武 博
副 理 事 長	三 宅 正 義
第 三 理 事	田 口 裕 士

総 括 監 事	枝 廣 政 孝
第 二 監 事	森 藤 大 五 郎

建設評価委員会	
委 員 長	北 尾 修 一
副 委 員 長	林 良 之
委 員	近 藤 豊
委 員	齋 藤 啓 二
委 員	田 口 裕 士

用排水管理委員会	
委 員 長	旗 田 守
副 委 員 長	黒 田 久 夫
委 員	仁 科 節 夫
委 員	大 橋 和 明
委 員	田 口 裕 士

総務委員会	
委 員 長	田 口 裕 士
副 委 員 長	旗 田 守
委 員	林 良 之
委 員	北 尾 修 一
委 員	黒 田 久 夫

賦課金検討委員会	
委 員 長	田 口 裕 士
副 委 員 長	旗 田 守
委 員	黒 田 久 夫

(賦課金検討委員会の委員構成は、理事 3 名と理事会が選任した組合員 11 名の計 14 名)

◇事務局人事異動

○採用 (令和 6 年 4 月 1 日付)

事務局長 (嘱託)	大 杉 誠 (更 新)
次長 農村整備課・施設管理課担当	大 野 勝 敬 (更 新)
堤防管理事務所 管理係 書記補	重 本 恵 太 (新採用)

○昇任 (令和 6 年 4 月 1 日付)

施設管理課 管理係 係長	吉 岡 史 郎 (維持管理課 管理係 主任)
維持管理課 管理係 係長	武 田 泰 典 (維持管理課 管理係 主任)
総務課 庶務係 係長	辻 本 泰 宣 (総務課 会計係 主任)
総務課 賦課徴収係 書記	田 外 雄 紀 (堤防管理事務所 管理係 書記補)

○配置換 (令和 6 年 4 月 1 日付)

次長 堤防管理・維持管理課 ・総務課担当	継 山 修 (次長 総務課担当)
施設管理課 課長	濱 田 達 典 (施設管理課 課長 管理係長事務取扱)
維持管理課 課長補佐	佐 藤 秀 明 (維持管理課 課長補佐 管理係長事務取扱)
総務課 会計係 主任	森 淳 一 (総務課 庶務係 主任)
維持管理課 管理係 主任	三 木 洋 平 (施設管理課 管理係 主任)
堤防管理事務所 管理係 書記	杼 山 明 憲 (維持管理課 管理係 書記)
維持管理課 管理係 書記	仁 科 昌 幸 (堤防管理事務所 管理係 書記)

○退職 (令和 5 年 11 月 30 日付)

水 田 雄 也 (堤防管理事務所 管理係 書記補)

◇退任役員について

役員のご改選に伴い次の方々をご勇退されました。長い間、当土地改良区の事業執行並びに業務運営にご指導とご鞭撻を賜りましたことを、紙上をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

- ◎理事 第 2 区 藤原 義則 第 10 区 牧野 博
- ◎監事 全 区 山本 芳和

ホームページを開設しました



令和 6 年 2 月に児島湾土地改良区のホームページを開設致しました。このホームページでは当改良区の最新情報や農地転用や組合員変更に関する書類のダウンロードが可能となっておりますのでお気軽にアクセスしてください。

ホームページアドレス : <https://kojimawan.or.jp>

◇第19期総代選挙について

令和 6 年 8 月 1 日で任期満了となる総代選挙が、下記日程で執行されます。

◎選挙期日：令和 6 年 7 月 8 日（月）

◎立候補等の届出期間及び届出場所

期 間：令和 6 年 6 月 27 日（木）～6 月 28 日（金）（2 日間）

時 間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

場 所：児島湾土地改良区 岡山市南区築港緑町二丁目 4 番地 29

◎選挙権は、組合員（選挙人名簿に登録されている方）にあります。

◎被選挙権は、未成年でない組合員で、禁固以上の刑に処せられて執行中の者を除く者及び法人たる組合員にあります。

◎各選挙区において立候補者が定数を超えない場合、投票は行いません。（無投票）

※総代選挙についてのお問い合わせは、児島湾土地改良区（総務課）へお願いします。

◇総代選挙主な日程表

年 月 日	主 要 日 程
令和 6 年 6 月 27 日（木曜日）	総代選挙実施公告及び立候補等届出（受付）開始
令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）	立候補等の届出締切
令和 6 年 7 月 2 日（火曜日）	総代候補者の公告
令和 6 年 7 月 8 日（月曜日）	総代選挙執行日 （投票が必要な場合 投票受付時間：午前 9 時～午後 5 時）
令和 6 年 7 月 9 日（火曜日）	当選人通知及び当選人の公告
↑ ↓	当選辞退届受付期間（当選通知を受けた日から 7 日以内） ※期間中の土曜日・日曜日は除く
令和 6 年 7 月 17 日（水曜日）	当選人の確定公告
令和 6 年 8 月 2 日（金曜日）	総代就任

◇選挙区並びに総代の定数

選挙区	選 挙 区 域	選挙すべき 総代の定数
第 1 区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝）	6 人
第 2 区	玉 野 市（東七区、南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	7 人
第 3 区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	10 人
第 4 区	岡山市南区（西七区、北七区）	9 人
第 5 区	岡山市南区（植松） 倉 敷 市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）	4 人
第 6 区	岡山市南区（東畦、内尾）	9 人
第 7 区	岡山市南区（中畦）	6 人
第 8 区	岡山市南区（曾根、西畦）	7 人
第 9 区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	7 人
第 10 区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	4 人
第 11 区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	11 人
計		80 人

総代研修 東条川二期農業水利事業所を視察

役員と総代が交互に行っている視察研修について、昨年度は総代の実施年度で令和 5 年 11 月 5 日に兵庫県加東市にある近畿農政局東条二期農業水利事業所へ総代 15 名、理事 1 名、事務局 3 名の計 19 名で視察しました。当日は、同事業所の上田 富正所長をはじめ職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について丁寧な説明を受けました。



【地域の特徴及び現状について】

本地区は、兵庫県南東部に位置し、三木市小野市、加東市にまたがる 3,396ヘクタールの農業地帯です。地区の西端に兵庫県最大の河川である加古川が南北に貫流しており、水稻、酒米を中心に、水田の畑利用により小麦、大豆、野菜等を組み合わせた農業経営が展開されています。また、本地区には疏水百選にも選定された東条川疏水の「曽根サイホン」や「六ヶ井円筒分水工」など、施工当時の優れた技術を伝える貴重な歴史的水利施設があり人と自然が美しく調和した農村景観が作りだされています。

【鴨川ダム関連施設及び事業概要について】



より送水貯留している。

この地区は、岡山県同様瀬戸内海性気候であり年間降雨量は、1,400mm程度と水不足が深刻であったことで加古川水系における水源施設として昭和22年～昭和39年の間、土地改良事業としてではなく食糧増産の施策の一環で東条町黒谷地先鴨川にコンクリートダムが築造された。しかし、鴨川水系だけでは水量が不足するため東条川上流に取入堰を設け鴨川導水路を通して注水し更に、受益地内に船木ダムと安政池の2つのダムを新設し鴨川ダムより幹線水路に

鴨川ダム及び幹線水路等施設の老朽化が進んでいることから、「国営かんがい排水事業東条川二期地区」で幹線水路等の改修と併せて地区内用水系統の見直しを行い、農業用水及び上水の安定供給を図るとともに、重要度の高い施設の耐震化対策を一体的に実施し、農業生産性の向上、農業経営の安定等を目的に令和3年度より事業着手された。

【事業内容】

関係市：三木市、小野市、加東市（3市）

受益面積：3,396ha

事業費：140億円（共同事業含む）

事業工期：令和3年度～令和14年度（12か年予定）

共同事業：上水（小野市、加東市）

主要工事：○ダム

鴨川ダム	副堤の耐震化対策	1式
安政池	耐震化対策ほか	1式
船木池	耐震化対策ほか	1式

○ため池		
昭和池	耐震化対策ほか	1 式
曾我新池	耐震化対策ほか	1 式
東実大池	耐震化対策ほか	1 式
小野大池	耐震化対策ほか	1 式
権現池	耐震化対策ほか	1 式
○用水路	改修、耐震化対策	14.6K m
○水管理施設	改修	1 式



事務局及び研修者

◎まとめ

東条川二期農業水利事業所の鴨川ダム等施設の老朽化及び耐震化の問題により施設改修の説明を聞き、この研修を踏まえ、当改良区受益地内で行われている児島湾締切堤防耐震化工事の早期完了を目指すとともに、日常点検及び維持管理方法など管理者と今後も協議をしていき、施設の円滑な管理運営に努めていきたいと考えています。

児島湾土地改良区設立70周年記念式典並びに新事務所開所式が行われました

令和 6 年 4 月 6 日に児島湾土地改良区新事務所にて設立70周年記念式典並びに新事務所開所式が開催され、多くの方々にご列席していただきました。

当日は多くの皆様にご協力いただき、無事執り行うことが出来ました。この場を借りて列席していただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。



宮武理事長による式辞



※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向



児島湖に流れついたゴミ状況 締切堤防

にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみもてる水辺環境にしていきたいと思います。児島湾土地改良区からのお願いです。

児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶をする宮武理事長

岡山県では、毎年 9 月～11 月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国・県・市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は令和 5 年 11 月 5 日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「令和 5 年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者側の報告によると今回は計 7 会場で総勢約 2,308 人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約 7.87 t のゴミが回収されました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。



清掃活動中の参加者

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担

◆農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。(土地改良法第42条第1項)



◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。(土地改良法第43条)

- ・相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。納付証明書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 086-262-0175へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 6 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 6 年度

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.08 円	1 m ² あたり 10 円	1 筆あたり 1,500 円

区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
藤 田 都 六 区	1 m ² あたり パイプライン 14.18 円	藤 田 都 ・ 大 曲	1 m ² あたり パイプライン 23.84 円	藤 田 錦 六 区	1 m ² あたり パイプライン 27.53 円	藤 田 錦	1 m ² あたり パイプライン 32.53 円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)